



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <p>○長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公有水面埋立ての竣功認可 ・ 公有水面埋立ての免許の出願 ・ 道路の区域変更 ・ 証紙売りさばき人の指定の一部改正 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区の役員の就退任 ・ 土地改良区の定款変更の認可 <p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警備員等に対する検定の実施 <p>◎ 選挙管理委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不在者投票のできる施設の指定 ・ 個人演説会等公営施設の指定 	<p>所管課（室）名</p> <p>地域づくり推進課</p> <p>漁 港 漁 場 課</p> <p>〃</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>会 計 課</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>〃</p> <p>生 活 環 境 課</p> <p>選挙管理委員会書記室</p> <p>〃</p>
--	---

告 示

長崎県告示第614号

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年8月31日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 交通政策課関係						別表（第2条関係） 交通政策課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
	1～20 略						1～20 略				
21	長崎県 公共交 通機関 運行継 続緊急 支援事	公共交 通機関が社 会経済活 動に必要 不可欠で あること	国が定める地域 公共交通確保維 持改善事業費補 助金交付要綱附 則（令和3年2 月16日国総地第	支援金 の額は 、支援 対象経 費の2 分の1	地域公 共交通 確保維 持改善 事業費 補助金						

業費支 援金	から、新 型コロナ ウイルス 感染症の 第4波の 影響によ り、引き 続き、厳 しい経営 状況にあ る公共交 通事業 者に対し て、支援 金を交付 すること で、今後 の事業継 続を支援 する。	96号、国鉄事第 633号、国自旅 第406号、国海 内第208号、国 空事第1627号) (以下「地域公 共交通確保維持 改善事業費補助 金交付要綱附 則」という。) による「地域公 共交通活性化・ 継続計画」に基 づく新たな取組 の実証運行(以 下「実証運行」 という。)に係 る補助金の内示 を受け、その内 示の基礎となる 補助対象経費を 支援対象経費と する。	以内の 額とし 、予算 の範囲 内にお いて定 める額 とする 。その 限度額 は、航 路事業 者につ いては 航路ご とに、 それ以 外につ いては 、事業 者ごと に50,000 千円と する。 支援金 の額に 、10万 円未満 の端数 がある ときは 、その 端数金 額を切り捨 てるもの とする 。	交付要 綱附則 による 実証運 行に係 る補助 金の内 示を受 けた、 以下の 者 (1) 第 一 種 鉄道 事業 者 (2) 軌 道運 輸事 業者 (3) 一 般旅 客定 期航 路事 業者 (4) 本 邦航 空運 送事 業者
-----------	--	--	---	---

長崎県告示第615号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和3年8月31日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和3年8月31日 (告示日)
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
 名 称 長崎県
 所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号
 代表者氏名 長崎県知事 中村 法道
 代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立ての区域
 (1) 位 置 長崎県対馬市上県町伊奈字脇田1584番10及び1584番11の地先
 (2) 区 域 省略(閲覧図書のとおり)
 (3) 面 積 179.36平方メートル

- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成29年1月11日付け長崎県指令28漁港許第4号
- 6 閲覧場所
長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

長崎県告示第616号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立ての免許の出願があった。
なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月31日

長崎県知事 中村 法道

1 出願事項

- (1) 出願の年月日 令和3年6月16日
- (2) 埋立ての出願をした者の住所氏名
名 称 対馬市
所 在 地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
代表者氏名 対馬市長 比田勝 尚喜
代表者住所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
- (3) 埋立ての区域
ア 位置 長崎県対馬市美津島町根緒字根緒原陽73番12の地先公有水面
イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）
ウ 面積 188.73平方メートル
- (4) 埋立てに関する工事の施行区域
ア 位置 長崎県対馬市美津島町根緒字根緒原陽73番12及び同地先公有水面
イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）
ウ 面積 4,763.80平方メートル
- (5) 埋立地の用途 漁港施設用地

2 縦覧の場所及び期間

- (1) 縦覧の場所
長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県水産部漁港漁場課
長崎県対馬市厳原町宮谷224番地 長崎県対馬振興局
長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所
- (2) 縦覧の期間
告示の日から起算して3週間

長崎県告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年8月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
路 線 名 厳原豆駝美津島線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市厳原町安神宇陰上原241番39地先から 対馬市厳原町安神宇陰上原241番37地先まで	前	6.4~25.7	285.7	
	後	7.5~40.0	285.7	

長崎県告示第618号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和3年8月24日から適用する。

令和3年8月31日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名	NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名
1~30 略					1~30 略				
30 の 2	大村市長 園田 裕史	大村市玖 島 1 丁 目 25番地	大村市玖島 1 丁 目25番 地大村市役 所内	大村市	30 の 2	削除			
30の3~84 略					30の3~84 略				

公 告

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鈴田内倉土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年8月31日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
城 間 雅 彦	大村市大里町1155- 1	城 間 雅 彦	大村市大里町1155- 1
上 野 雅 也	大村市中里町1303- 2	上 野 雅 也	大村市中里町1303- 2
山 口 芳 生	大村市大里町973	村 部 健 二	雲仙市愛野町甲3070-21
村 部 健 二	雲仙市愛野町甲3070-21	宮 崎 忠 親	雲仙市千々石町丁967
北 村 正 之	大村市中里町1080- 4	片 山 英 典	大村市大里町84- 1

宮 崎 忠 親	雲仙市千々石町丁967		
平 田 和 則	大村市小川内町35-2		
片 山 英 典	大村市大里町84-1		
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
原 口 勝	大村市大里町762	原 口 勝	大村市大里町762
福 田 良 浩	大村市日泊町1244-2		

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年7月4日総会議決）を認可した。

令和3年8月31日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 鈴田内倉土地改良区
認可年月日 令和3年8月20日

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第30号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年8月31日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

1 検定を行う警備業務の種別、区分、日時及び場所

種別及び区分	日 時	場 所
貴重品運搬警備業務1級	令和3年12月2日（木）午前9時から 午後6時までの間	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
施設警備業務1級	令和3年12月3日（金）午前9時から 午後6時までの間	

2 検定予定人員

各種別とも10人

3 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 長崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するものとする。

ア 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 長崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

4 検定試験内容

(1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

㊧ 法令に関すること。

㊨ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㊩ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

㊪ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㊧ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

㊨ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務1級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

㊧ 法令に関すること。

㊨ 警備業務対象施設における保安に関すること。

㊩ 施設警備業務の管理に関すること。

㊪ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 警備業務対象施設における保安に関すること。

㊧ 施設警備業務の管理に関すること。

㊨ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

6 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申請時間	申 請 先
令和3年9月6日(月)から同月15日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から 午後5時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

㊦ 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

㊧ 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

- a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
- b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
- エ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- オ 貴重品運搬警備業務1級の受検者については、ア～エのほか次に掲げるいずれかの書面 1通
- （ア） 3(1)アの受検資格に該当する場合は、貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）
- （イ） 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面
- カ 施設警備業務1級の受検者については、ア～エのほか次に掲げるいずれかの書面 1通
- （ア） 3(2)アの受検資格に該当する場合は、施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(2)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）
- （イ） 3(2)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面
- 7 検定手数料
各種別とも16,000円
検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。
なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。
- 8 合格発表
本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。
- 9 その他
- (1) 新型コロナウイルス感染症関係
新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。
- (2) 検定の共同実施
この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。
- (3) 持参する物
検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカー有り）すること。
- (4) 問合せ先
ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和3年8月31日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

施設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
佐世保記念病院 介護医療院	佐世保市鹿子前町104番地	令和3年8月19日

長崎県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設として、長崎市選挙管理委員会から次のとおり指定した旨報告があった。

令和3年8月31日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

施設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
長崎市日見地区ふれあいセンター 第3・4研修室	長崎市界2丁目1番19号	令和3年8月2日
長崎市茂木地区ふれあいセンター 第1研修室	長崎市茂木町75番地10	令和3年8月2日
長崎市野母崎樺島地区ふれあいセ ンター 多目的スペース	長崎市野母崎樺島町459番地2	令和3年8月2日
長崎市出津地区ふれあいセンター ホール	長崎市西出津町2794番地1	令和3年8月2日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一
一一
一一
四一

印刷所

長崎県樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ン
弥ト